

意見書

NPO 法人子育てひろば全国連絡協議会
理事長 奥山千鶴子

新しい仕組みをつくろうとすれば軋轢も生じる面があるとは思いますが、子ども・子育て家庭を社会全体で支援する、これまで以上によりよい制度にするという気概をもって、目標とすべき到達点を定めながら、現状できうる限りの改革をスピード感をもって成し遂げるべきだと思います。若い世代は、すでに結婚・出産ということにあきらめを持ち始めています。我が国の子どもと子育て家庭に対して、社会が応援するのだということを社会保障にしっかり位置づけ、教育や福祉の質を上げていくことが目に見えるように胸をはって議論をしたいと思います。

1. こども園給付、市町村事業と私学助成の関係の整理を

総合施設に移行する幼稚園については原則就園奨励費含め、こども園給付に統合すべきと考えます。また、幼稚園の預かり保育については、横浜市においては、私学助成による預かり保育に加え、福祉予算による就労型預かり保育が1/3以上の幼稚園で行われている実態があり、こども園給付に移行できる可能性もあります。一方、私学助成による就労世帯ではない家庭に対する預かり保育については、整理が必要だと考えます。市町村事業の一時預かり事業は、現状としては就労に関わらずすべての就園前児童が対象であり、保育所型、地域密着型、地域密着Ⅱ型に整理されています。一方幼稚園の預かり保育は、幼稚園就園児対象児童であり、これらを統合すると、すべての子育て家庭を対象とした一時預かり事業との整合性が問われます。

2. 市町村事業のバランスの良い計画づくりを

待機児童の解消は、こども園給付対象施設の拡充のみで実現できるものではありません。地域型保育給付対象事業や、地域子育て支援拠点の整備など、多様な地域子育て支援事業の充実と表裏一体の関係があります。

また、こども園給付対象事業、地域型保育給付対象事業が拡大するに応じて市町村事業に位置づけられている「延長保育事業」が拡大する可能性も高く、また、放課後児童クラブのさらなる拡充も必要不可欠となると、就労に関わらないすべての子育て家庭への支援がうすくなる可能性も出てきます。以上を踏まえれば、市町村事業の大枠がほとんど義務的経費で占められてしまうということなく、中間とりまとめで市町村計画に位置づけられているすべての家庭を対象とした、「地域子育て支援拠点事業」「一時預かり」「乳児家庭全戸訪問事業」「養育支援訪問事業」「ファミリーサポートセンター事業」等の拡充が後回しにならないよう、実態分析を含めたバランスの良い市町村計画への位置付けが求められます。

3. 地方版子ども・子育て会議（仮称）は必要！

2の市町村事業の計画づくりに関与するためにも、是非とも地方版子ども・子育て会議（仮称）の義務付けをお願いしたいと思います。高齢者、障がい児・者等どのよ

うな福祉の分野においても、当事者の参加が制度をよりよいものにと導きます。子どもや子育て家庭に寄り添えない使い勝手の悪い制度などは意味がありません。総合施設運営者や従事者、市町村事業実施者などを含め、多様な立場から大いに議論すべきです。義務付けが難しい場合は、中核市以上は義務付け、また設置した市町村にはインセンティブが働く仕組みにするなどの工夫が必要だと考えます。また、地方版子ども・子育て会議が実質的な計画づくり、評価、見直しの権限が持てるよう、会議の位置づけを明確にする必要があります。

さらに、社会的養護、障がい児福祉、市町村の推進状況の把握、研修等を含めた広域のサポートを推進するためにも都道府県にも子ども・子育て会議の設置が必要だと考えます。

4. 交付金の透明性の確保

地域の特性を生かした市町村独自事業の推進は必要だと考えますが、少なくとも中間とりまとめに位置付けられた「子ども・子育て支援にかかる主な事業」つまり「**地域子育て支援拠点事業**」「**一時預かり**」「**乳児家庭全戸訪問事業**」「**養育支援訪問事業**」「**ファミリーサポートセンター事業**」等は、全国の標準ととらえて優先的な整備計画が必要です。その上で地域特性を活かした事業が展開されるべきです。さらに、独自事業であればあるほど、計画策定、評価においては当事者の参画は不可欠であり、交付金の使途の透明性が確保されることが求められます。

5. 地域子育て支援に関わる従事者の専門性の確立を

地域社会が一丸となって子育て家庭を応援するために、虐待防止や育児不安の解消につながる産前産後からの早い時期の家庭への支援が必要不可欠となっています。そのためには、**幼児教育・保育の専門性の確立とは異なる、地域子育て支援に関わる従事者の専門性の確立・人材育成が不可欠です。**育児休暇中を含め3歳未満児のいる家庭には特に母子保健及び母子保健を支える地域子育て支援に関わる従事者の育成支援が急務と考えます。そのため、児童福祉法に位置づけられた「**地域子育て支援拠点事業**」「**一時預かり**」「**乳児家庭全戸訪問事業**」「**養育支援訪問事業**」の担い手については、子育て家庭を包括的に支援する専門性の確立と当事者性を活かした身近な相談相手としての役割が期待されており、地域子育て支援拠点に設置を予定している**子育て支援コーディネーター（仮称）**と共に、資格や研修のあり方について検討が必要だと考えます。

こららの事業に関わる市民の育成無しに、子育て家庭を応援する社会づくりは難しいと感じています。子どもの養育に不安を感じる家庭ほど行政・有資格者だけではなく、地域の善意ある人々の関わりが必要だからです。同時に善意だけで済まされない地域子育て支援の専門性も求められています。市町村にとっても安心して事業を推進するためには、担い手や事業者の質の向上が不可欠です。児童福祉法に位置づけられている以上、早急な研修体制の確立を求めたいと思います。